

日前に診療、試験、検査等又は児童短期入所を受けた者については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立保育大学校の授業料の額を次のとおり改定することとした。

改定前	改定後
111,600円	115,200円

- 2 設置目的を「児童福祉施設において児童の保育に従事する保育士を養成する」から「児童福祉法第18条の4に規定する保育士を養成する」に改めることとした。
 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
 4 平成16年度分の授業料に関する改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」とし、平成17年度分の授業料に関する同項の規定の適用については、同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」とすることとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例

- 1 入浴施設に関する衛生管理の徹底を図ることにより、レジオネラ症の発生を防止し、もって県民の健康を守ることを目的とすることとした。
 2 旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等のうち入浴施設を有する施設を対象とすることとした。
 3 入浴施設における衛生管理に係る基準として、構造設備の基準及び維持管理の基準等を定めることとした。
 (1) 構造設備の基準
 貯湯槽や循環式浴槽におけるろ過器、気泡発生装置等の構造設備の基準を定めることとした。
 (2) 維持管理の基準
 貯湯槽、浴槽や循環式浴槽におけるろ過器等の維持管理の基準を定めることとした。
 (3) 水質の基準及び水質検査の実施
 浴槽水等の水質の基準を定めるとともに、水質検査を実施させることとした。
 (4) 掲示等
 水質検査の結果の掲示（義務）
 入浴施設の構造及び浴槽の換水、浴槽水の消毒の実施状況等衛生管理に関する事項の掲示及び利用者に対する説明（努力義務）
 4 施設の設置者が義務、命令等に従わない場合等の措置
 (1) 報告の要求及び立入検査
 知事は、必要があると認めるときは、施設の設置者に対し必要な事項を報告させたり、職員に施設に立ち入り、維持管理や水質検査の実施状況等を検査させることができることとした。
 (2) 改善命令
 知事は、衛生管理に係る基準に違反していると認めるときは、当該施設の設置者に対し必要な措置をとるべきことを命令できることとした。
 (3) 使用の中止
 知事は、施設の設置者が(1)及び(2)に応じない場合には、当該設置者に対し入浴施設の使用の中止を命令できることとした。
 (4) 公表
 知事は、使用の中止を命じたときは、当該施設の名称、所在地及び使用中止を命じた理由について、公表することとした。
 5 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。ただし、維持管理の基準の一部に関しては、平成17年4月1日から施行することとした。
 6 構造設備基準に関しては、施行日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用することとした。

◇熊本県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

- 1 「一般公衆浴場」と「特殊公衆浴場」の名称区分及び定義を「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に変更することとした。
 2 一般公衆浴場における措置の基準を改めることとした。
 (1) 浴槽の上縁が洗い場の床面よりおおむね5センチメートル以上の適当な高さを有する旨の基準を加えることとした。
 (2) 男女用を識別する標示を設ける場所を浴場出入口から脱衣室の出入口の見やすい位置に変更することとした。
 (3) 屋外に浴槽を設ける場合の構造基準及びサウナ室又はサウナ設備を設ける場合の構造基準を加えることとした。
 (4) その他衛生及び風紀に関する基準を改めることとした。
 3 その他の公衆浴場の措置の基準を改めることとした。
 (1) 個室公衆浴場の浴室の面積、天井の高さ等の基準を改めることとした。

- (2) 個室公衆浴場以外のその他の公衆浴場の措置の基準を改めることとした。
- 4 浴場における掲示事項を改めることとした。
- 5 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。
- 6 改正後の熊本県公衆浴場基準条例第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する公衆浴場について適用することとした。

◇熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 客室等における照度の基準を改めることとした。
- 2 浴室、洗面所及び便所の衛生管理に関する基準を改めることとした。
- 3 宿泊者が感染性の病気にかかっていることが明らかになった場合等における措置の基準を加えることとした。
- 4 客室の収容定員の基準を改めることとした。
- 5 浴室、屋外に設置する浴槽、サウナ設備等の構造基準を加えることとした。
- 6 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。
- 7 改正後の熊本県旅館業法施行条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用することとした。

◇熊本県特定食品衛生条例の一部を改正する条例

- 1 食品衛生法及び同法施行令の一部改正による引用条項の繰下げにより、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 食品衛生法の一部改正による引用条項の繰下げにより、関係規定を整理することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 この章において使用する用語（光害、照明、屋外照明及び公共の場所）の意義を定めることとした。
- 2 光害の防止のため、屋外照明設備設置者の責務を定めることとした。
- 3 公共の場所の管理者は、率先して光害防止に努めることとする事とした。
- 4 サーチライト等を、特定の対象物を照射する以外での使用を禁止することとした。
- 5 サーチライト等を、特定の対象物を照射する以外で使用する者に対し知事が停止勧告、氏名等の公表及び停止命令を行うこととした。
- 6 この条例の市町村への適用範囲について調整できることを定めることとした。
- 7 知事の停止命令に従わない者への罰則を定めることとした。
- 8 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。
- 9 附則で関係条例の用語の整理を行うこととした。

◇熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例

- 1 条例の名称を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に改めることとした。
- 2 条例の目的を「野生動植物の多様性の保全」に拡充することとした。
- 3 捕獲等に届出を要する種を設け、保護対象を拡大することとした。
- 4 保護区の指定制度を見直し、保護区において制限される行為を拡充して、生息生育環境の保全を強化することとした。
- 5 生息生育環境の保全創造に努める規定を設けることとした。
- 6 生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種の公表制度を創設することとした。
- 7 盗掘された野草等の流通を防ぐため、取扱事業者の登録制度を創設することとした。
- 8 保護管理事業制度（野生動植物の生息生育環境を整備する事業）を創設することとした。
- 9 罰則の強化と新制度に関する罰則の整備を行うこととした。
- 10 この条例は、公布の日から9月を超えない範囲で規則で定める日から施行することとした。
- 11 基本方針の策定並びに種及び保護区の指定の手続は、この条例の施行前においても準備行為として行うこととした。
- 12 経過措置
- (1) 改正前の条例によってされた許可については、改正後の条例施行後も効力を有することとした。
- (2) 改正前の条例によって指定された種及び保護区は、なお従前のとおり取り扱うものとした。
- (3) この条例の施行前にされた非常災害のために必要な応急措置に係る知事への報告は、従前のとおり取り扱うものとした。